

令和3年度南九州市自動車騒音の常時監視結果等について

本業務は騒音規制法に基づき、主要幹線道路における自動車騒音について、騒音レベルの測定を行うとともに、南九州市の自動車交通による騒音の状況を把握することを目的としています。

1 騒音に係る環境基準

騒音に係る環境基準は、騒音に係る環境上の条件について生活環境を保全し、人の健康の保護に資する上で維持されることが望ましい基準として定められています。一般地域における環境基準の値は、知事が定めた区域（表1）で時間帯ごと（表2）に定められています。

表1. 南九州市の地域類型

地域 類型	該当地域
A	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、 第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域
B	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、準住居地域
C	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

表2 騒音に係る環境基準について

(単位：デシベル)

地域の区分	昼間 (6時～22時)	夜間 (22時～翌6時)
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下
幹線交通を担う道路に近接する空間については、上欄にかかわらず特例として右欄の基準値とする。	70 デシベル以下	65 デシベル以下

- (備考) 1 「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいう。
 幹線交通を担う道路（国道，県道，4車線以上の市町村道及び自動車専用道路）
- 2 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じ道路端からの距離によりその範囲を特定するものとする。
- (1) 2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路：15m
- (2) 2車線を越える車線を有する幹線交通を担う道路：20m

2 道路騒音に係る要請限度

要請限度とは、自動車の騒音がその限界を超えていることにより、道路の周辺的生活環境が著しく損なわれていると認めるときは、市長が県公安委員会や道路管理者に対し交通規制等の措置をとるよう要請することができる限度を定めたものです。

表3 騒音規制法に基づく自動車騒音の限度【要請限度】 (単位：デシベル)

地域の区分	昼間 (6時～22時)	夜間 (22時～翌6時)
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	70デシベル以下	65デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	75デシベル以下	70デシベル以下
幹線交通を担う道路(備考1)に近接する空間(備考2)については、上欄にかかわらず特例として右欄の基準値とする。	75デシベル以下	70デシベル以下

- (備考) 1 「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいう。
 幹線交通を担う道路（国道，県道，4車線以上の市町村道及び自動車専用道路）
- 2 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じ道路端からの距離によりその範囲を特定するものとする。
- (1) 2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路：15m
- (2) 車線を越える車線を有する幹線交通を担う道路：20m

3 業務概要

自動車騒音の状況を把握するため、南九州市内の3路線で騒音測定を実施しました。対象の調査地点及び調査地点の環境基準等の指定状況は、表4のとおりです。

表4. 調査地点及び調査地点の環境基準等の指定状況

路線名	付近の住所	調査日時	調査地点	用途地域	類型指定
一般国道225号	南九州市川辺町平山	令和3年12月27日(月) 13:00～翌13:00まで	沿道	準住居地域	B
一般国道226号	南九州市穎娃町郡	令和3年12月14日(火) 12:00～翌12:00まで	沿道	近隣商業地域	C
谷山知覧線	南九州市知覧町郡	令和3年12月14日(火) 12:00～翌12:00まで	沿道	近隣商業地域	C

4 自動車騒音測定結果

令和3年度の自動車騒音の測定の結果は表5のとおりであり、全ての地点において昼夜ともに、環境基準及び要請限度を下回っていました。

表5. 自動車騒音測定結果

等価騒音レベル(単位:デシベル)

調査地点		時間区分	測定値 (等価騒音レベル)	環境基準	要請限度	評価
対象路線	調査地点					
一般国道225号	沿道	昼間	67.1	70	75	超過なし
		夜間	59.4	65	70	超過なし
	背後地	昼間	44.2	65	75	超過なし
		夜間	42.4	60	70	超過なし
一般国道226号	沿道	昼間	64.1	70	75	超過なし
		夜間	54.5	65	70	超過なし
	背後地	昼間	48.2	65	75	超過なし
		夜間	46.4	60	70	超過なし
谷山知覧線	沿道	昼間	67.8	70	75	超過なし
		夜間	58.8	65	70	超過なし
	背後地	昼間	38.2	65	75	超過なし
		夜間	40	60	70	超過なし

5 面的評価の結果

面的評価は、対象道路の沿道から 50m の範囲にある住居等を対象に騒音レベルを推計し、評価システムを使用し評価区間の環境基準達成率を把握することを目的としています。

自動車騒音の面的評価結果は表 6 のとおりです。

表 6. 自動車騒音測定結果

(単位 戸数：戸，割合：%)

路線名	区間 総延長 (km)	項目	総住居 戸数	昼夜と 基準値 以下	昼のみ 基準値 以下	夜のみ 基準値 以下	昼夜とも 基準値 超過
一般国道 225 号	1. 1	戸数	45	45	0	0	0
		割合	—	100	0	0	0
一般国道 225 号		戸数	19	19	0	0	0
		割合	—	0	0	0	0
一般国道 225 号		戸数	52	52	0	0	0
		割合	—	100	0	0	0
一般国道 226 号	1. 5	戸数	95	95	0	0	0
		割合	—	100	0	0	0
谷山知覧線	0. 6	戸数	116	66	0	50	0
		割合	—	56. 9	0	43. 1	0